

○東日本大震災により被災した被保険者に対する岡山県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療保険料減免取扱要綱

平成23年 7月 1日
広域連合告示第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第33号。以下「条例」という。）及び岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年岡山県後期高齢者医療広域連合規則第4号）に定めるもののほか、岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免取扱規程（平成20年岡山県後期高齢者医療広域連合訓令第9号）第7条に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「財特法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）の被災者に対して、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う条例第18条の規定による後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準及び減免額)

第2条 岡山県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、次の各号に掲げる基準に該当する場合に、各号に掲げる割合に従い減免することができる。

(1) 平成23年3月11日に財特法第2条第3項に定める特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が居住する住宅に損害を受けた者 災証明書に基づく次の区分による

損害程度	減免割合
全壊	全部
半壊（大規模半壊を含む。）	2分の1

ただし、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属するものについては、その減免割合を全部とする。

(2) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者 当該被保険者の保険料額の全部

(3) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明である者 当該被保険者の保険料額の全部

(4) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、その

減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除して得た額）が平成22年の当該収入額の10分の3以上である者で、平成22年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「総所得金額等」という。）が1,000万円以下である者（平成22年の総所得金額等から、減少することが見込まれる当該収入に係る平成22年の所得金額（2以上ある場合はその合計額）を控除して得た額が400万円を超える者を除く。） 次の対象保険料額に各区分による減免割合を乗じて得た額

平成22年の総所得金額等	対象保険料額	減免割合
300万円以下であるとき	被保険者の保険料額にその者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した平成22年の総所得金額等に占める減少することが見込まれる当該収入に係る平成22年の所得金額（2以上ある場合はその合計額）の割合を乗じて得た額	全部
300万円を超え400万円以下であるとき		10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき		10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき		10分の4
750万円を超え1,000万円以下であるとき		10分の2

ただし、事業等の廃止や失業の場合には、平成22年の総所得金額等にかかわらず、対象保険料額の全部を免除するものとする。

- (5) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であり、その者の属する世帯の主たる生計維持者以外の者であって、東日本大震災による被害を受けたことにより、その行方が不明である者又は重篤な傷病を負った者 当該被保険者の保険料額の全部
- (6) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「特別措置法」という。）第15条第3項の規定による、避難のための立退き若しくは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難若しくは退避を行った者であって、当該区域の解除、再編後において居住制限区域及び避難指示解除準備区域に属する世帯であって、令和元年度以前に避難指示が解除された区域（平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点（特別措置法第17条第9項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した住居をいう。以下同じ。）を含む。）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）、平成28年度、平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域（葛尾村の一部、

川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）及び令和元年度に避難指示が解除された旧居住制限区域等（双葉町の一部、大熊町の一部、富岡町の一部）の5つの区域等をいう。）に属する世帯のうち、後期高齢者医療の被保険者について、令和元年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第18条第1項第2号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯（以下「上位所得層」という。）に該当しない世帯に属する者 当該被保険者の保険料額の全部

(7) 特別措置法第20条第2項の規定による、計画的避難区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた者であって、当該区域の解除・再編後において居住制限区域又は避難指示解除準備区域に属する世帯であって、令和元年度以前に指定が解除された区域に属する世帯のうち、上位所得層に該当しない世帯に属する者 当該被保険者の保険料額の全部

(8) 特別措置法第20条第2項の規定による、緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっていた者であって、上位所得層に該当しない世帯に属する者 当該被保険者の保険料額の全部

(9) 特定避難勧奨地点に居住していたため、避難を行った者であって、上位所得層に該当しない世帯に属する者 当該被保険者の保険料額の全部

(10) その他前各号に準ずる者として広域連合長が認めた者 それぞれ前各号に掲げる基準に準ずる基準

（減免の対象となる保険料額）

第3条 減免の対象となる保険料額は、平成22年度相当分、平成23年度相当分、平成24年度相当分、平成25年度相当分、平成26年度相当分、平成27年度相当分、平成28年度相当分、平成29年度相当分、平成30年度相当分、令和元年度相当分及び令和2年度相当分の保険料額であって平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するもの。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第3号及び第5号については、平成24年9月末日までの間において、その行方が明らかとなった日の属する月の前月までの間の保険料額とし、同条第6号から第10号については、それぞれの指示があつた又は通知を受けた日の属する月からの保険料額とする。（平成23年4月22日に屋内への退避に係る指示が解除された地域については、平成23年6月までの保険料額で、かつ令和3年3月31日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものを対象とする。）

（減免事由が重複する場合）

第4条 第2条各号に掲げる減免の基準のうち複数の基準に該当する場合は、その減免額が最も大きくなるものを適用する。

（減免の取消し）

第5条 保険料の減免を受けた者が、その申請に際し、偽りその他不正の行為により減免を受けたときは、その減免を取り消すものとする。

2 保険料の減免を受けた者が、被保険者及びその者の属する世帯の主たる生計維持者の

収入の状況その他の事情の変化によりその減免をすることが適当でない認められる場合は、その減免を取り消すものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、東日本大震災により被災した被保険者に対する保険料の減免の取扱いに関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則 (平成24年8月30日広域連合告示第26号)

この要綱は、平成24年8月30日から施行し、改正後の東日本大震災により被災した被保険者に対する岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免取扱要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年8月9日広域連合告示第20号)

この要綱は、平成25年8月9日から施行し、改正後の東日本大震災により被災した被保険者に対する岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免取扱要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年8月1日広域連合告示第19号)

この要綱は、平成26年8月1日から施行し、改正後の東日本大震災により被災した被保険者に対する岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免取扱要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年7月13日広域連合告示第21号)

この要綱は、平成27年7月13日から施行し、改正後の東日本大震災により被災した被保険者に対する岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免取扱要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年8月10日広域連合告示第20号)

この要綱は、平成28年8月10日から施行し、改正後の東日本大震災により被災した被保険者に対する岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免取扱要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年7月13日広域連合告示第16号)

この要綱は、平成29年7月13日から施行し、改正後の東日本大震災により被災した被保険者に対する岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免取扱要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年9月19日広域連合告示第38号)

この要綱は、平成30年9月19日から施行し、改正後の東日本大震災により被災した被保険者に対する岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免取扱要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年9月6日広域連合告示第30号)

この要綱は、令和元年9月6日から施行し、改正後の東日本大震災により被災した被保険者に対する岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免取扱要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年9月30日広域連合告示第30号)

この要綱は、令和2年9月30日から施行し、改正後の東日本大震災により被災した被保険者に対する岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料減免取扱要綱は、令和2年4月1日から適用する。